

「第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する
検討部会」の設置について

平成 29 年 2 月 9 日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 設 置

第二種金融商品取引業者は、投資者と企業・事業者との間の資産運用・資金調達を結びつける重要な役割を担っており、その金融仲介機能の向上には、投資家からの信頼性・安心感の確保が必要である。本協会では、その具体的な取組みについて検討を行うため、政策委員会の下に、標記検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 部会は、会員の役職員、市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (2) 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が選任する。
- (3) 委員が部会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 政策委員会の委員は、部会に出席することができる。
- (5) 部会長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

3. 報 告

部会における検討状況等は、適宜、政策委員会等に報告する。

4. 事務局

部会の事務局は、本協会自主規制業務部が行う。

以 上

検討部会では、当面、次の事項（下線部）について検討を行う。

○ 平成 29 年度事業計画（抜粋）

5. 投資家からの信頼性・安心感の確保、金融仲介機能の向上に向けた検討・
取組み

(1) 会員が行う第二種金融商品取引業に対する投資家からの信頼性・安心感
を確保し、金融仲介機能の向上を図るには、会員の適正な業務運営と
ともに、投資家に対する適格な商品の提供、商品内容・リスク、事業の
状況等の説明、情報提供等が重要である。

(2) こうした観点から、次の検討・取組みを進める。

① 正会員による事業型ファンドのモニタリングの拡充及び情報提供
の確保

② 広告等に関するガイドライン

③ 財務諸表等の作成要領（会員の業種・業務実態に応じた参考モデル）

※ 検討部会では、上記①の検討・措置終了後、次の②、③の検討を進める。

以 上